

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 2 日 (火) 第 528 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 指定希少野生動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
  - ふ化業者の登録 (畜産振興課取扱い) 2
  - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
  - 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 3
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
  - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第506号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	コウナガカワスナガニ	<i>Moguai elongatum</i>	ムツハアリアケガニ科
動 物	ヨウナシカワスナガニ	<i>Moguai pyriforme</i>	ムツハアリアケガニ科

## 鹿児島県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
一般社団法人 ボナンザシー	出水市高尾野 町大久保155 番地2	訪問看護ステーション 紬	出水市高尾野 町柴引1524番 地	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
青雲会病院	始良市西餅田3011番地	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	令和6年 7月1日	更生医療

## 鹿児島県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さつま薬局	薩摩川内市御陵下町2650番地 3	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療
こがね薬局	出水市黄金町427番3号	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療
第二緑調剤薬局	出水市緑町44の38	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療
寿八丁目薬局	鹿屋市笠之原町29番5号	令和6年 7月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第510号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和6年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 6の1号	令和6年 6月1日	令和9年 5月31日	株式会社ウェルファムフーズ霧島事業所 霧島市国分清水四丁目28番29-33号	株式会社ウェルファムフーズ霧島事業所農場部種鶏孵卵課 霧島市国分郡田4535番地1

## 鹿児島県告示第511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（天辰第一地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 6 月 18 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町地内

## 鹿児島県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から令和 5 年 9 月 19 日鹿児島県告示第712号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 5 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所長から令和 6 年 3 月 26 日鹿児島県告示第247号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 22 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 始良・伊佐地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 2 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
涼	伊佐市大口大田 1886番地2	一般社団法人治	伊佐市大口里 3116番地4	竹内 祐治	令和 6 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

## 始良・伊佐地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 2 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者グループホームきら星	始良市平松3007番	株式会社 S t a r r y	鹿児島市吉野町 2647番地10	福重 春樹	令和 6 年 4 月 1 日	短期入所 ・共同生 活援助

## 大隅地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 7 月 2 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなのこ園	肝属郡肝付町富山1678番地5	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	前田 智史	令和6年3月31日	児童発達支援・放課後等サービス・居宅訪問型児童発達支援

## 大隅地域振興局告示21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 2 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等サービスまはる志布志	志布志市志布志町志布志3227-1	株式会社 l i t	埼玉県さいたま市桜区道場一丁目10番2号	對馬潤一郎	令和6年4月1日	放課後等サービス

## 大隅地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 7 月 2 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
深川農園	曾於市末吉町深川8153番地2	特定非営利活動法人清粋会	曾於市末吉町深川8153番地2	柳井田勇二	令和5年12月31日	就労移行支援

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e グリッドマンXVSM	株式会社七匠	4P0497